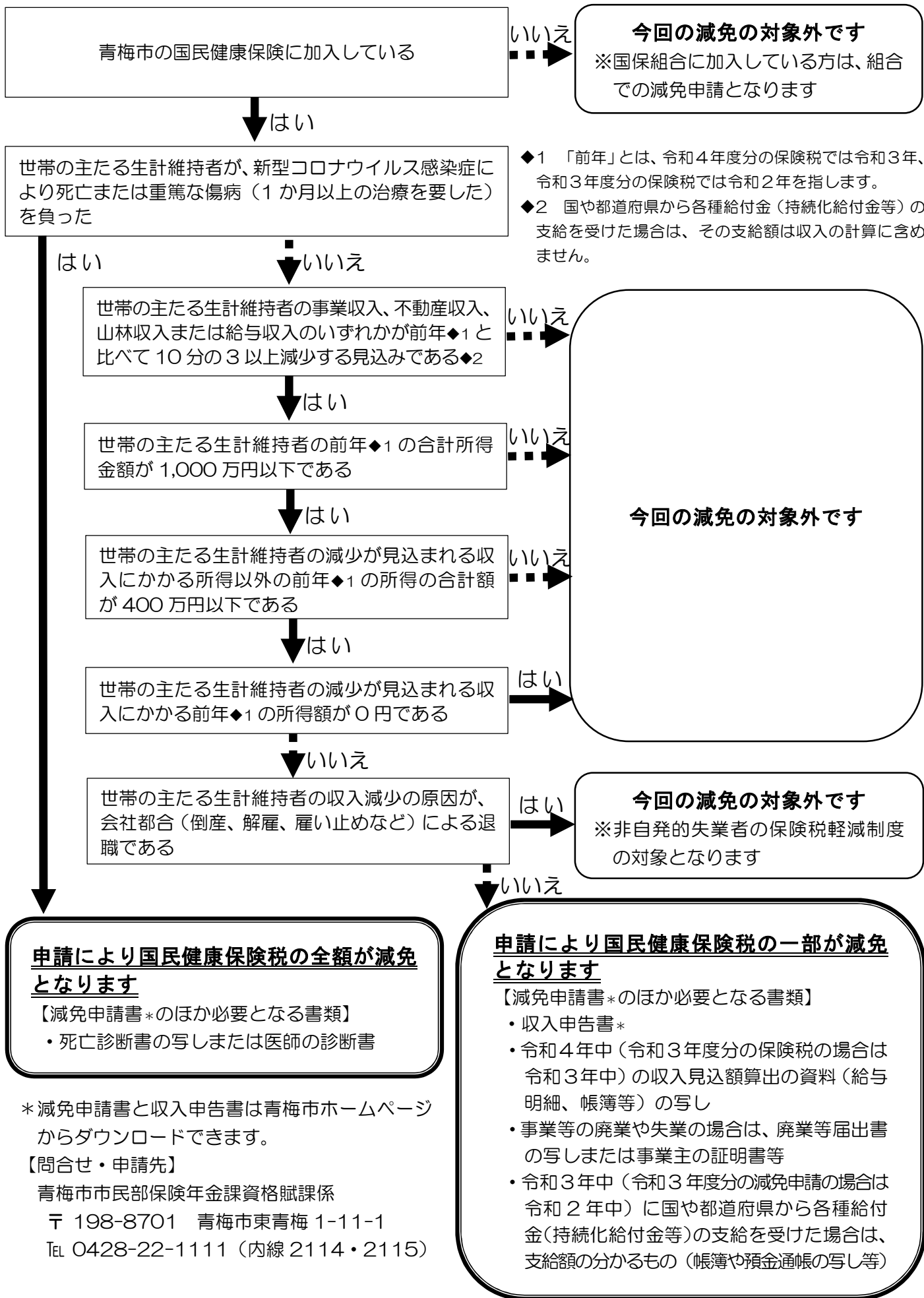


新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免 簡易フローチャート



今回の減免の対象外です
※国保組合に加入している方は、組合での減免申請となります

- ◆1 「前年」とは、令和4年度分の保険税では令和3年、令和3年度分の保険税では令和2年を指します。
- ◆2 国や都道府県から各種給付金（持続化給付金等）の支給を受けた場合は、その支給額は収入の計算に含めません。

今回の減免の対象外です

今回の減免の対象外です
※非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となります

申請により国民健康保険税の全額が減免となります
【減免申請書*のほか必要となる書類】
・死亡診断書の写しまたは医師の診断書

申請により国民健康保険税の一部が減免となります
【減免申請書*のほか必要となる書類】
・収入申告書*
・令和4年中（令和3年度分の保険税の場合は令和3年中）の収入見込額算出の資料（給与明細、帳簿等）の写し
・事業等の廃業や失業の場合は、廃業等届出書の写しまたは事業主の証明書等
・令和3年中（令和3年度分の減免申請の場合は令和2年中）に国や都道府県から各種給付金（持続化給付金等）の支給を受けた場合は、支給額の方かるもの（帳簿や預金通帳の写し等）

*減免申請書と収入申告書は青梅市ホームページからダウンロードできます。
【問合せ・申請先】
青梅市市民部保険年金課資格賦課係
〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1
TEL 0428-22-1111（内線 2114・2115）